



# 第5章 計画の推進

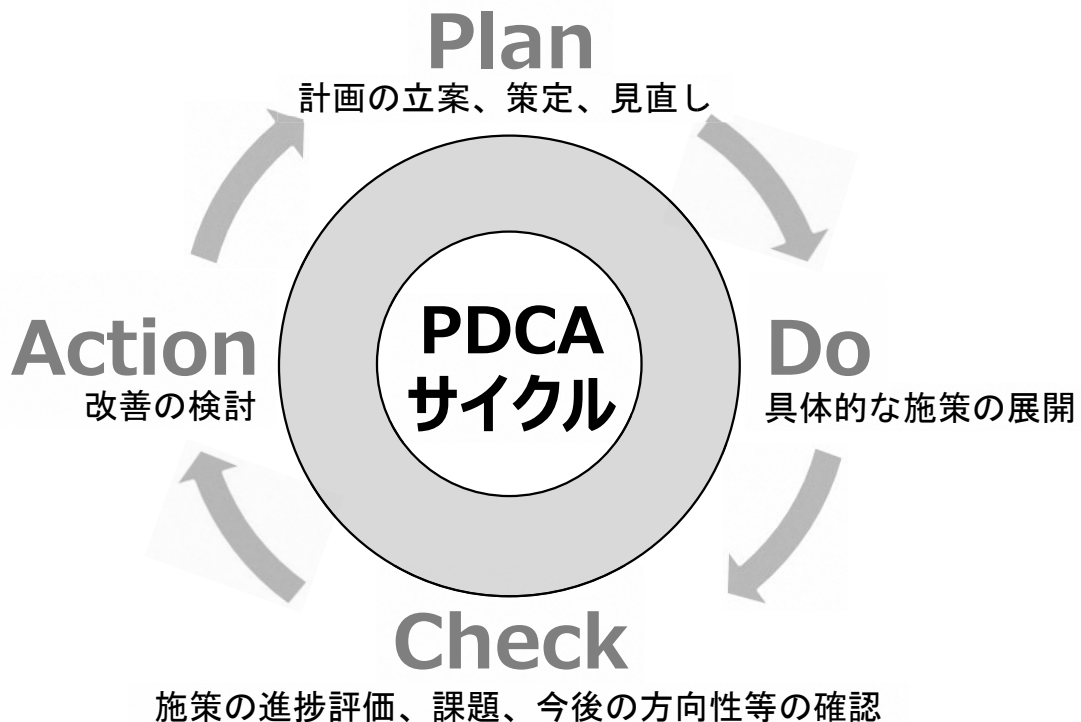
## 1 数値目標

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

項目名	現況	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
①女性における「男女は平等」と感じている人の割合	7.9%	15%	25%
②市の審議会などにおける女性委員の割合	30.1%	40%	50%
③市内事業所における男性従業員の育児休業取得率	8.2%	15%	20%
④DV相談窓口の周知度	—	70%	80%
⑤「LGBT」について内容を理解している人の割合	34.6%	50%	70%
⑥「男女共同参画社会」という用語の周知度	77.9%	90%	100%
⑦町会・町内会における執行組織に女性役員がいる町会・町内会の数 (令和元年値)	35/74	50/74	66/74

## 2 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に確認・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。本計画の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、これら指標をもとに「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「調査・評価（Check）」、「改善（Action）」【PDCA サイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



## 3 庁内における推進体制

### （1）職員の男女共同参画意識の向上

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、多岐に渡る男女共同参画関連分野の取組を関係各課と連携を図って実施します。

また、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、市職員一人ひとりの男女共同参画意識の向上に取り組みます。

### （2）職員研修の充実

市職員が男女共同参画の視点を持ち、率先して男女共同参画社会の形成を推進できるように研修の充実を図るとともに、各業務を通じて本計画を広く市民などに対して周知します。

## 4 諮問・調査・審議に関する機関の設置

市民参画機関である「能美市男女共同参画審議会」を設置し、計画の進捗管理や時代に応じた内容となるように計画の見直しを行うなど、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査・審議を行います。

## 5 市民による推進体制

家庭・地域・職場などあらゆる場面において、市民による自発的な取組が推進されるよう、市民によって構成される「能美市男女共同参画推進委員会」が積極的に男女共同参画に関する情報収集や情報提供ができるよう、連携を深め共に推進します。

## 6 関係機関との連携

### (1) 市民、各種団体、企業などとの連携

市民をはじめ、女性団体などの各種団体や企業とネットワークを構築し、全市的な広がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

### (2) 国、県などとの連携

本計画の目標とする男女共同参画社会の形成は、市の施策のみで実現するものではないため、国、県はもとより、男女共同参画を推進する関係行政機関などと連携を密にし、一体となった取組を推進します。